

議案第62号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 定年の引上げによる60歳に達した日後における最初の4月1日からの給与の額の減額に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和26年12月世田谷区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に適用を受ける給料月額（職員の給与に関する条例（昭和26年10月世田谷区条例第11号）第5条第1項各号に掲げる給料表における給料月額をいう。）」に改め、「除く。）」の次に「とする。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の5分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。